

石巻市立湊中学校 学校いじめ防止基本方針

～自他を大切にする人間関係の構築を目指して～

令和7年4月

石巻市立湊中学校

◇◇◇◇ 学校いじめ防止基本方針のもくじ ◇◇◇◇

第1章 総則

- 1 はじめに 1
- 2 いじめ防止の理念 1
- 3 いじめについての基本的な考え方 1・2

第2章 いじめの防止

- 1 一人ひとりの生徒を理解する 3
- 2 好ましい人間関係を築く 3
- 3 豊かな心を育成する 3
- 4 保護者へ働き掛ける 4

第3章 早期発見

- 1 いじめに気付く 5
- 2 生徒の様子を注意して観察する 5
- 3 早期発見に徹する 5・6
- 4 相談しやすい環境をつくる 6

第4章 早期対応

- 1 いじめ情報への対応 7
- 2 重大事態いじめへの対応 8
- 3 発見時の具体的な対応 9
- 4 いじめ事案への具体的な対応 9・10

第5章 ネット上のいじめの対応

- 1 ネット上のいじめについての理解 11
- 2 ネット上のいじめの未然防止 11・12
- 3 ネット上のいじめの早期発見・早期対応 12

第6章 いじめ防止対策の年間計画

- 1 年間計画を作成する 13
- 2 年間計画により組織的に活動する 13

第7章 組織体制

- 1 いじめ問題対策委員会の設置 14
- 2 いじめ問題調査委員会の設置 14・15

第1章 総 則

1 はじめに

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に公布され、9月28日から施行された。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、いじめ防止対策に係る国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策を総合的にかつ効果的に推進する基本事項を法律で定めた。これにより、学校は学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者、地域社会、関係機関と連携していじめ防止に積極的に取り組むことが規定された。

ところで、いじめ問題が社会問題としてクローズアップされ出したのは、1980年代からである。いじめにより児童生徒が自殺する事件にまで発展してきた。ますますいじめが大きな社会問題となってきたことで、いじめ防止対策推進法が制定されたと考えられる。文部科学省がいじめ調査について、平成18年度からいじめの件数を発生件数から認知件数に変えたところ、その数値的な状況に大きな変化が見られた。児童・生徒自身のいじめられているとする認知が実態に反映されていると思われる。宮城県の最新のいじめ調査結果によれば、2021年度の認知件数が1万4783件であったが、2022年度の認知件数は、1万4644件であった。このうち、中学校においては、2021年度の認知件数が1989件であったのに対して、2022年度は、2058件であり、増加傾向が見られる。いじめの解消も積極的に行われてきているが、この結果を踏まえて、いじめを生まない学校づくりを全教職員が力を合わせて組織的に行うことが強く求められている。

本校では、これまでいじめについて早期発見・早期対応を合い言葉にして組織的に、迅速に対応してきた。これまでの対応の実態を含め、本校のいじめ防止対策全般について、あらためて全教職員で検討し、いじめ防止対策推進法の制定の趣旨に基づいて、生徒、保護者、地域社会、関係機関と連携し、いじめの未然防止にさらに力を入れていく必要がある。

2 いじめ防止の理念

安心して学校生活を送る生徒は、生き生きと様々な活動に取り組み、希望を実現することができる。すべての生徒が安心して学ぶ学校を目指し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにいじめの防止に取り組む。

3 いじめについての基本的な考え方

いじめは、人として決して許される行為ではない。しかし、現実としてはどの生徒にもどの学校にも起こり得る問題である。だからこそ、学校・家庭・地域社会が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが大切である。いじめの態様は、様々で複雑化しているが、文部科学省はいじめについて次のように定義している。

《 いじめの定義 》

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの態様としては、以下のようなものがある。

《 いじめの態様の内容 》

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

インターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合、当該生徒がそのことを知らずにいて心身の苦痛を感じるにいたっていない時も、加害行為を行った生徒に対する指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、いじめにあたりと判断した時は行為を行った生徒に悪意がなかったことを十分加味したうえで対応する。

いじめの発生は、発達段階で異なる傾向がある。たとえば、幼少期では仲良し関係の中で発生する。小学校高学年や中学校などでは、大人の目に見えない状況で起こり、被害の子どもがその事実を隠すことがある。言えない辛さとともに、自らのプライドがその発覚を許さないことからより見えにくくなっている。

いじめ行為には、個性や違いを認めない、差別意識がある、身勝手なストレス発散などが見られる。これは、心の弱さの表れであり、不安定な心の表れである。いじめの陰湿さや深刻さ、重大さを理解し、いじめを見逃さない対応が不可欠である。

学校としてのいじめ防止は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。いじめが起きる前の防止策として、生徒一人一人を知る活動は、全ての教職員が日常的に実践していくことが求められている。

いじめ防止を指導していく上で重要なことは、いじめ問題にはどのような特性があるのかを十分に認識していくことである。日常の学校生活の中から未然防止と早期発見、早期対応に取り組むことは当然であるが、様々な特性を全教職員が認識して指導に当たることが重要である。

以下、いじめに関する基本的な認識を示す。

《 いじめに関する基本的な認識 》

- 1 いじめは、人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- 2 いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- 3 いじめは、気付きにくいところで行われることが多く発見しづらい。
- 4 いじめは、暴行や恐喝、強要など刑罰に触れることもある。
- 5 いじめは、教職員の考え方が大きく左右される問題である。
- 6 いじめは、いじめる側、いじめられる側両方のケアが必要である。
- 7 いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- 8 いじめは、学校・家庭・地域社会が一丸となって取り組む問題である。

第2章 いじめの防止

いじめ問題においては、いじめが起こらない学校づくりを核とし、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめはどの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方を踏まえ、いじめの未然防止のために全ての生徒に対し、いじめに向かわせないための指導に取り組む必要がある。具体的には次のことを行う。

1 一人一人の生徒を理解する

(1) 気付きと実態把握

生徒や学級の様子を知るためには、教職員がいかに早く気付くかが重要である。生徒と共に活動し、時には同じ目線に立って対応していくことが必要である。その活動での生徒の言動や置かれている状況、気持ちの変容を見抜く洞察力を高めていくことが求められている。

生徒個々の置かれている状況や状態を把握した上で、いじめに対する具体的な指導計画の立案が必要となってくる。そのためには、いじめに対する意識調査や二者面談、人間関係を把握するための調査等も必要である。また、場合によっては保護者からもいじめに関する意識調査や実態把握を実施する必要がある。

(2) 教職員の取組

いじめ防止の基本姿勢は生徒の「居場所をつくる」ことである。指導では生徒のコミュニケーション能力を育て、授業や諸活動において主体的に取り組むことができるような授業づくりや集団づくりを行うことが重要である。また、日々の活動の中で、自己存在感、共感的な人間関係の構築ができるよう指導・援助をしていくことが大切である。

2 好ましい人間関係を築く

(1) 成就感や自尊感情の育成

授業や行事、部活動など教育活動のあらゆる場面において、自分自身を知り、他者との違いを認め合う人間関係づくりが大切である。そのような活動の中から志教育にある「かかわる」、「もとめる」、「はたす」という経験が生徒を成長させる。また、我々教職員の「あいさつ＋1」の声掛けが、自己肯定感につながり大きく成長するものと考ええる。

(2) 教職員の協力体制づくり

教師と生徒の人間関係づくりはとても重要であるが、その元になってくるのが教職員の生徒に対する共通理解、共通行動、情報共有等である。互いに相談したり気軽に話し合えたりする職場の雰囲気が大切である。そのためにも、校内の組織が有効に機能し、様々な問題に対応していく校内体制整備が重要である。生徒と関わりを持つ時間を意図的に確保しながら、いじめのない生活しやすい学校づくりを目指していく必要がある。

3 豊かな心を育成する

(1) 道徳教育の充実

規範意識の低下や道徳的判断の低さなどから起こる「いじめ」には、普段の授業はもちろんであるが、とりわけ道徳の授業に大きな意義がある。道徳の価値項目の中にある、思いやりや人間愛、生命の尊重といった題材は豊かな心を育てるのに非常に重要なことである。生徒たちは、心が揺れ動く教材や資料に出会えば、自分自身を振り返り生活や行動を反省することによって、豊かな心や人間性が育てばいじめ問題も発生しにくくなる。道徳の授業では、学級や生徒の実態に合わせ、題材や資料等、十分に検討した上で取り扱っていくことが重要である。

4 保護者へはたらきかける

いじめ防止の指導方針や実態の情報について、PTA本部役員会やPTA総会、学年・学級PTA懇談会等を活用し、情報共有していく場を設定していく必要がある。保護者対象のアンケート調査については、現在実施している学校評価に関連した教育活動についての保護者アンケート調査等を活用するなど工夫して行う。いじめ問題は、学校のみならず家庭教育にも関連するので、教員に限らず保護者を交えての研修会の開催や学校・学級だよりによる啓蒙活動等も積極的に行っていきたい。

第3章 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。しかしながら、いじめは目に付きにくい場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくいことが多いことを認識しなければならない。早期発見のためには、いじめではないかという疑いをもって関わりを持ち、早い段階からいじめを積極的に認知していくことが必要である。具体的には、次のことを行う。

1 いじめに気付く

(1) 生徒の立場に立つ

学校は安全で安心した居場所であればならない。生徒一人一人の個性を認め、尊重した学校生活を送らせなければならない。そのためにも、生徒の目線に立ち、言葉に耳を傾け、生徒を守るという姿勢でいることが重要である。

(2) 生徒を理解する

生徒の何気ない会話や言動から、表情とは違う本当の心や訴えを即座に感じ取ることができる感性を持ち、それを高めていくことが大切である。そのために、普段から積極的な関わりを持ち、生徒の気持ちを受け入れることや共感的に理解するカウンセリング技法を高めていくことが必要である。

2 生徒の様子を注意して観察する

(1) いじめは目につきにくい場所や時間帯で行われていることを認識する

- ① 遊びやふざけの中で行われたり、仲が良い振りをしたりしながら行われている場合がある。
- ② 無視など状況を把握しにくい状況で行われている場合がある。

(2) 本人からの訴えが少ないことを認識する

いじめられている本人は、「訴えたら仕返し怖い」、「親に心配をかけたくない」、「信用できない」などの心理的要素が大きいため、なかなか発見しにくい。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット環境の普及により、誰もが気軽に携帯電話などを利用できる環境となった。それに伴い誹謗中傷などのトラブルからいじめに発展するケースが多くなってきている。ネットによるいじめは学校ではほとんど分からないのが現状である。家庭内で、メールなどで様子がおかしいときは、いじめにあっている可能性もあるということを保護者に伝え、すぐに学校へ連絡するよう事前に依頼していくことが重要である。

3 早期発見に徹する

(1) 目が届きにくい日常生活の様子をしっかり観察する

授業はもちろんのこと、休み時間や昼休み、部活動において生徒の様子をよく観察することが大切である。生徒と関わる機会を積極的に持つことで、いじめの発見に大いに効果がある。

(2) 観察する視点を押さえる

心の発達には個人差があり、未熟さ故に意見の衝突やトラブルからいじめが発生しやすくなる。このときの様子を担当から情報収集しながら、どのような人間関係なのか把握しておく必要がある。トラブルがある場合は、その都度適切な指導を行い、人間関係の修復に取り組むことが重要である。

(3) 教育相談(二者面談・三者面談等)を生かす

いじめに限らず、生徒自身の悩みや相談ごとを気軽に相談できる環境をつくるなど、普段から信頼関係を築くように努める。定期的に教育相談を設定し、生徒対象や生徒と保護者が一緒に教育相談などの体制を整備する。

(4)いじめアンケート調査を行う

アンケート調査は早期発見のひとつの手立てである。

教職員は、学校生活のあらゆる場面において、いじめが起きているか把握するため、日常の情報収集に加え、いじめ把握の見逃しを防ぐためのチェック専用シートによる調査が必要である。本校では県のモデルチェックシートを活用した調査を毎月実施し、早期発見・早期対応に努める。

4 相談しやすい環境をつくる

(1)本人からの相談

① 心身の安全・安心に配慮する

実際に本人から訴えがあった場合には、全職員が一丸となって対応を考えていかなければならない。安全・安心を保障するために一時的に回避する時間や場所を確保したり、担任や生徒指導主事、スクールカウンセラーを中心に心のケアに努めたり、具体的方策を講じて心身の安全・安心を保障する。

② 話を傾聴する

本人の訴えや話の内容を生徒の立場に立って傾聴することが大切である。話を聞いてやることで不安が和らぎ、安心する。

(2)周りの生徒からの相談

① いじめを伝えてきてくれた勇気ある行動を褒め、情報は絶対に明かさないことや安心して生活するよう伝える。

② いじめを伝えたことにより新たにその生徒がいじめの被害者にならないよう、話を聞く場所や時間に配慮する。

(3)保護者からの相談

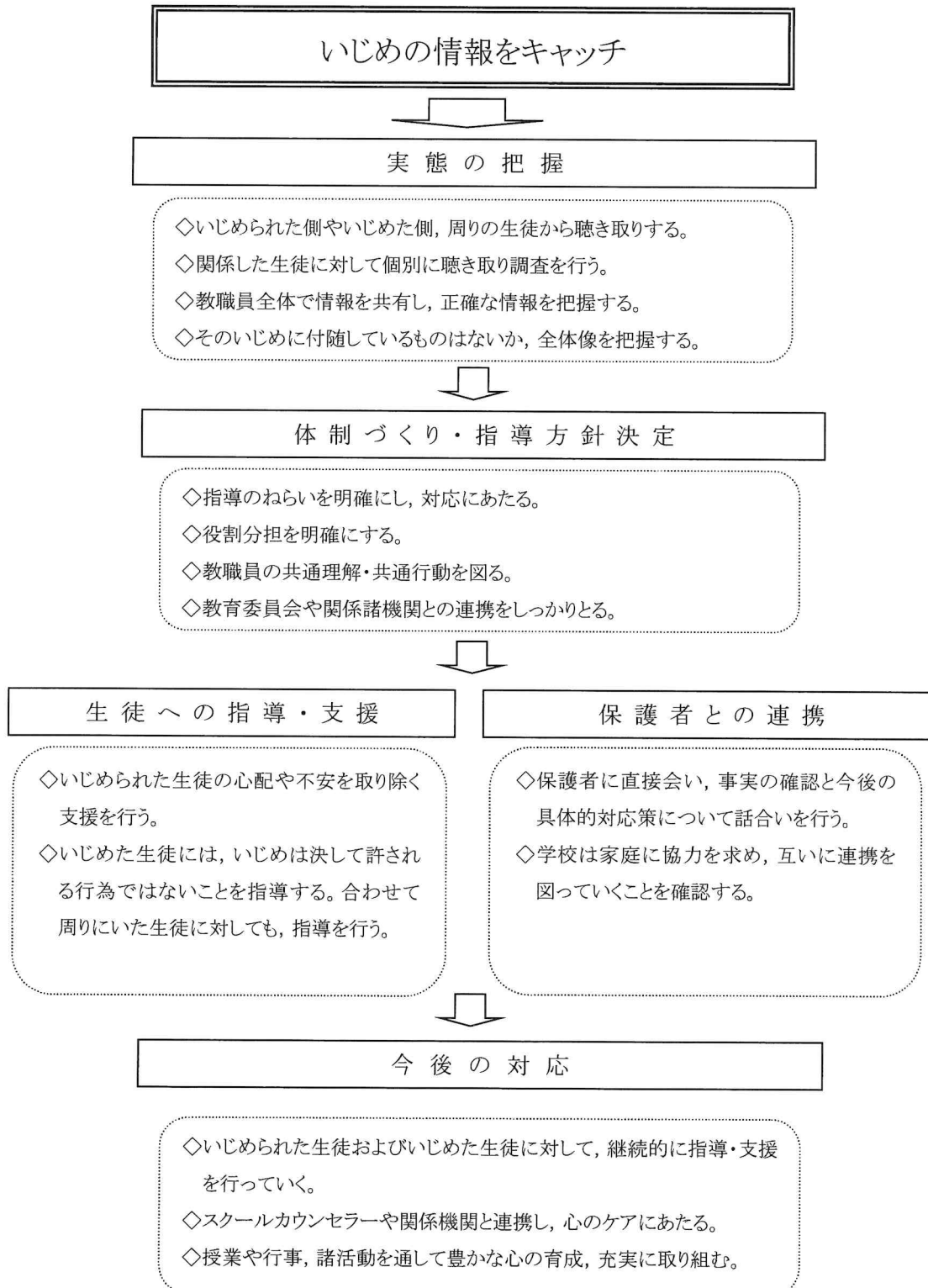
① 保護者からの訴えには、真摯な態度で対応にあたる。

② 何かしらの生徒指導が起こった時だけの家庭への連絡や家庭訪問では、学校と家庭との間に信頼関係は築けない。普段から学校の様子等について連絡し、共に連携しておくことが重要である。

第4章 早期対応

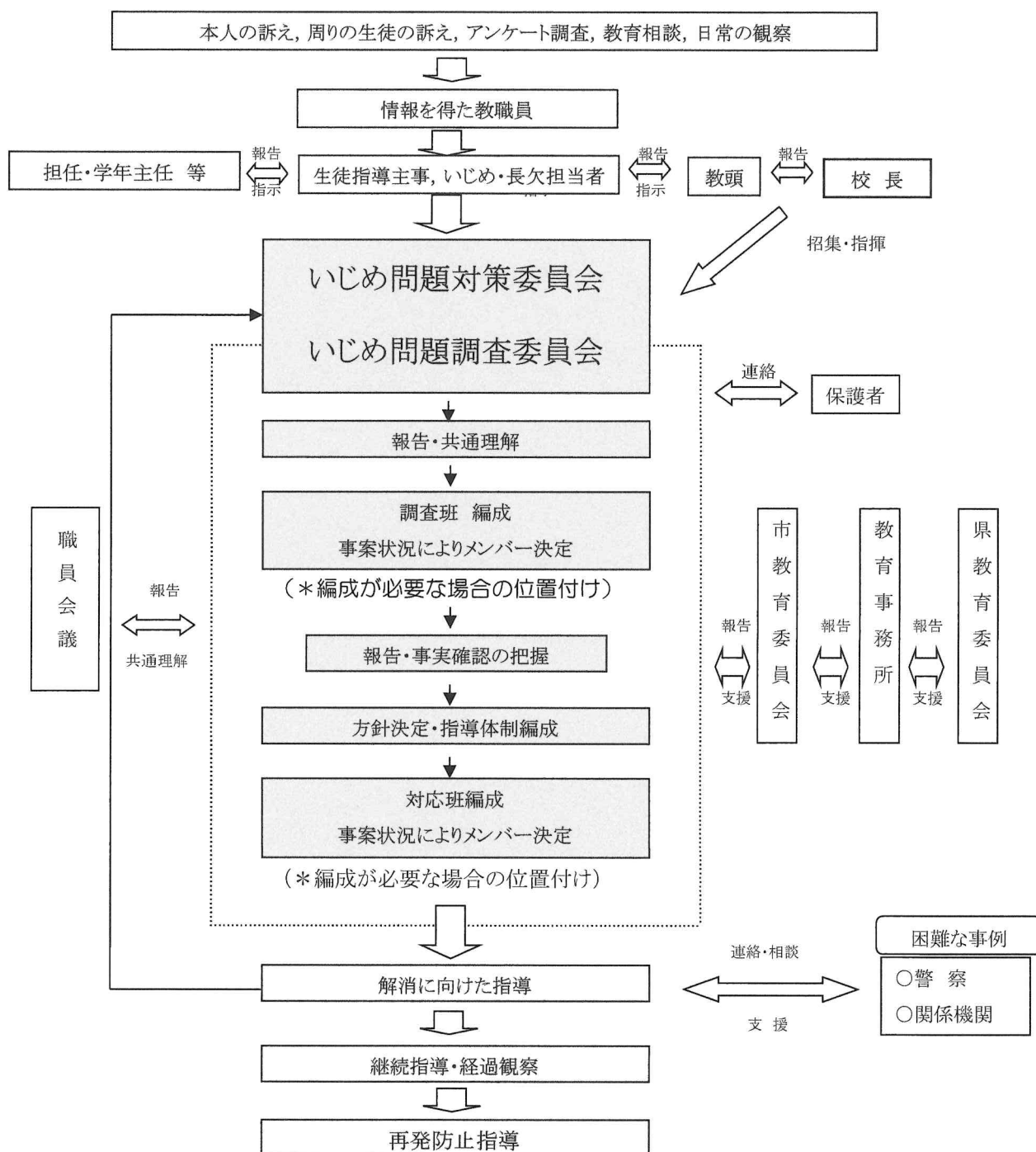
いじめの訴えや発見した時は、重大な問題と捉え、速やかに適切な対応をすることが大切である。被害者である生徒の苦痛や不安を取り除くことを最優先に考え、学校全体で組織的に対応していくことが重要である。

1 いじめ情報への対応



2 重大事態いじめへの対応

いじめを認知した場合は、担任一人で抱え込まず、学校全体で具体的方策を考え対応していくことが大切である。そのためにも校長のリーダーシップのもと、対策会議の開催や今後の指導方針、具体的対応策を検討し、学校全体で組織的な取り組みが必要である。



※いじめの事案状況に応じて柔軟に対応する。

※いじめの情報が入ってから指導対策の決定までをその日のうちに行うことを基本とする。

※把握した情報・状況をもとに十分協議し慎重に対応することが必要である。

3 発見時の具体的な対応

いじめの発見時には、その場でやめるよう指導することが重要である。合わせて周りにいた生徒に対しても指導する必要がある。発見時には直ちに生徒指導主事、該当学年に連絡し、教頭、校長へ報告しなければならない。

(1) いじめられた生徒や知らせてくれた生徒を守る

- ① いじめの相談に来た生徒や知らせてくれた生徒に対しては、場所や時間に配慮し、他の生徒の目に触れないような配慮が大切である。事実の確認を行う場合は複数の教職員で対応し、別々の場所で話を聞いていくことが大切である。
- ② いじめられた生徒およびいじめの情報を伝えてくれた生徒を守るため、休み時間や放課後の時間においても教職員の目の届くよう体制づくりを整備する。

(2) 事実確認

事実確認では、行為そのものや経緯についてはもちろんであるが、心情なども視野に入れて傾聴することが大切である。また、当事者に限らず、周囲の生徒や保護者などからも詳しく情報収集し、事実を正確に把握する必要がある。

(3) 情報共有

事実確認は迅速に行い、複数の教職員で対応していくことが原則である。これらの事実を教頭、校長へ報告し、管理職の指導のもと、全教職員が情報を共有し、同一歩調で指導・支援に当たっていくことが重要である。

4 いじめ事案への具体的な対応

(1) いじめの被害生徒への対応

被害生徒に対して

- ◇辛さや不安を取り除くよう、生徒の気持ちを受け入れることが最も大切である。
- ◇気持ちの整理がついてから事実確認を行う。
- ◇必ず解決するということを生徒に伝え、安心感を与える。

被害生徒の保護者に対して

- ◇家庭訪問により、その日のうちに迅速、正確に事実関係を伝える
- ◇生徒に対し徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、不安要素を除去する。
- ◇学校としての指導方針や具体的な対応策を伝え、保護者と協議する。
- ◇今後も継続して保護者と連携し、早期解決に向けて取り組んでいくことを伝える。

(2) いじめの加害生徒への対応

加害生徒に対して

- ◇担任が生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったかを確認する。
- ◇不満などの訴えを聞き、受容的な態度で接するも、いじめは人格を否定し生命・身体を脅かす行為であることを理解させる。
- ◇行為そのものに限らず、いじめの背景や理由にも目を向け健全な人格の発達に配慮する。
- ◇指導後も心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮を講じていく。

加害生徒の保護者に対して

- ◇家庭訪問を行い、事実関係を迅速・正確に伝え、事実に対する理解と納得を得る。
- ◇保護者の心情を理解したうえで、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ◇保護者と連携しながら、生徒の変容を見て今後の対応の具体的方策を検討していく。

(3) 周りの生徒への対応

- ◇いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、やめさせることや知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ◇はやしたてる生徒に対して、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ◇「いじめは決して許さない」という姿勢を学級、学校全体に示す。
- ◇全ての生徒が互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団をつくっていく。

(4) 継続指導の必要性

- ◇いじめられた生徒、いじめた生徒双方とも、カウンセラーや関係機関との連携を図りながら、心のケアにあたる。
- ◇いじめが解消しても二者面談や十分な観察を行い、継続的に指導・支援を行う。
- ◇保護者と連携しながら、継続的に支援や助言を行う。